議案第3号

富津市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について 富津市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。 令和元年8月28日提出

富津市長 高橋恭市

提案理由

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(平成31年政令第152号)が施行されること等に伴い、印鑑登録票に登録する事項の追加等を行うため、条例の一部を改正するものである。

富津市印鑑条例の一部を改正する条例

富津市印鑑条例(昭和47年富津市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「昭和42年法律第81号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「本市の」を「本市が備える」に改める。

第5条第1項第1号中「(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、通称を含む。)」を「、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)若しくは通称(令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名、旧氏若しくは通称」に改め、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏又は通称」を加え、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の者が住民票の備考欄に記載されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。
- 第6条第1項第2号中「外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、通称を含む。」を「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。
 - (6) 外国人住民のうち非漢字圏の者が住民票の備考欄に記載されている氏名の カタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録 を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記
 - 第9条中「住民基本台帳法」を「法」に改める。
 - 第12条に次の1号を加える。
 - (7) 前各号に定めるもののほか、登録してある印鑑を消除すべき事由が生じたとき。
 - 第13条第2項中「第5号」を「第6号」に改める。

附則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。